

まちづくり会社の設立に伴う協議会規約の改正等について

当協議会では、まちづくり会社設立準備室（以下「準備室」）を設置し、まちづくり会社の事業内容の検討及び設立準備作業を進めてきましたが、平成27年12月に株式会社キャッセン大船渡の設立に至ったことから、今後に向けた協議会としての推進体制の見直しが必要となっています。

また、当協議会の構成員についても、既に施設整備を進めている予定借地人もいることから、各街区の現状を踏まえた改正が必要です。

このことから、準備室の廃止及び構成員の改正のほか、これらに関する規約等の改正について、以下のとおりとするものです。

1. 準備室の廃止（案）

- ・準備室設置規程第5条の規定により、以下のとおり、準備室の事務をまちづくり会社に引渡すとともに、準備室及びその設置規程を廃止します。

(1) 引き渡す事務

業務名	概要	進捗状況
①法人設立 関連業務	・ビジョン、ミッションの作成	・継続検討（素案は作成済）
	・タウンマネージャー、スタッフ、社長の確保	・完了 →社長については、当面の間の暫定的な就任のため、引き続き事務局とともに候補者を選定
	・法人設立手続き	・完了
②事業内容 の検討	・商業施設計画の作成	・継続検討（素案は作成済）
	・エリアマネジメント事業の検討	・継続検討（概要は作成済）

(2) 室長及び室員の指名解除

- ・設置規程第3条及び第4条により、室長及び全ての室員について指名を解除します。

役職	所属等	氏名	備考
室長	大船渡商工会議所 常務理事	新沼 邦夫	室長及び室員の解除
室員	大船渡商工会議所 経営指導部 次長	小原 勝午	室員の解除
室員	大船渡市 商工港湾部商業観光課 係長 (兼：災害復興局大船渡駅周辺整備室)	伊勢 徳雄	同上
室員	大船渡市 災害復興局大船渡駅周辺整備室 主任	佐藤 大基	同上
室員	エリアマネジメント・パートナー 大和リース㈱ 民間活力研究所 主任	久田 友和	同上

※まちなか再生計画の策定や津波立地補助金をはじめとする各種補助金の申請に係る作業等については、引き続き連携を図る予定

(3) 協議会規約の改正（詳細は別紙参考資料2のとおり）

- ・まちづくり会社設立に伴い、協議会規約第3条（協議会の事業）を以下のとおり改正します。

事業	
	・「まちづくり会社設立に関する調査及び検討」を削除

2. 構成員に関する協議会規約の改正（案）

- 各街区の借地に関するこれまでの検討結果を踏まえて、協議会規約第4条第1項（組織）について以下のとおり改正するとともに、タウンマネージャーの項目を追加するものです。

【各街区の借地に関する検討結果】

街区 No.	予定借地人		備考
	H26.5現在	現在	
①	さいとう製菓(株)	さいとう製菓(株)	・直接借地
②	(株)エルスール大船渡	(株)キャッセン大船渡	・商業者はテナント入居
③	(株)サクラダ	(株)サクラダ	・直接借地
④	(仮称)おおふなと夢商店街(株)	(仮称)おおふなと夢商店街(株)	・直接借地予定 (事業計画等を市が確認し判断)
⑤	(仮称)おおふなと夢商店街(株)	(株)キャッセン大船渡	・商業者はテナント入居
⑥	(仮称)(株)マイヤ復興グループ	大船渡再開発(株)	・直接借地
⑦	(仮称)(株)海来(みらい)	(株)キャッセン大船渡	・商業者はテナント入居
⑧	(仮称)(株)海来(みらい)	未定	・(株)キャッセン大船渡の借地を優先しつつ、 タウンマネージャー及び市で活用を検討



協議会の 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第4号「予定借地人」を「借地人又は予定借地人」に変更</u> →現在施設整備を進めている予定借地人は、事業用定期借地権設定契約を行うことをもって、借地人になるため ・ <u>第5号として「旧予定借地人」を追加</u> →エリアマネジメントを推進するためには、「大船渡地区津波復興拠点整備事業基本計画（案）」に基づき、津波復興拠点内の商業施設にテナント入居予定の商業者が当協議会に参画することが必要 →(株)キャッセン大船渡とのテナント契約終了後は当該資格を廃止し、テナント入居の商業者の中から構成員を選定する。 ※テナント入居者が構成員となる場合には、規約の改正を実施する予定
タウンマ ネー ジャ ーの 位 置 づ け	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>協議会における協議事項の提案を行うことができる位置づけとする</u> →エリアマネジメントは、株式会社キャッセン大船渡が自主的に推進する事業と、関係者による主体的な協力体制を構築して推進する事業の2つ →当協議会の実施事業は後者に該当するものであり、その内容については、タウンマネージャーからの提案内容を基本として、関係者で議論を深める必要があるため



【協議会の委員（案）】

役職	氏名	所属等	備考
会長	戸田 公明	大船渡市長	
副会長	浮穴 浩一	大和リース(株) 常務取締役	・ エリアマネジメント・パートナー
副会長	齊藤 俊明	大船渡商工会議所 会頭	
委員	齊藤 和典	さいとう製菓(株) 専務取締役	・ ①街区予定借地人
委員	※	(株)キャッセン大船渡	・ ②⑤⑦街区予定借地人
委員	櫻田 直久	(株)サクラダ 代表取締役	・ ③街区予定借地人
委員	伊東 修	(仮称)おおふなと夢商店街(株) 代表者	・ ④街区予定借地人（事業計画書等作成中）
委員	金野 栄一	大船渡再開発(株) 取締役	・ ⑥街区予定借地人
委員	及川 廣章	三陸パートナーズ 代表者	・ 旧予定借地人（②街区）
委員	新沼 崇久	K A I Z A N 代表者	・ 旧予定借地人（⑦⑧街区）

※ (株)キャッセン大船渡の社内で協議する必要があります。

【タウンマネージャー及びアドバイザー（案）】

役職	氏名	備考
タウンマネージャー	臂 徹	(株)キャッセン大船渡 取締役
アドバイザー	植村 公一	一般社団法人東日本未来都市研究会 プロジェクトマネージャー

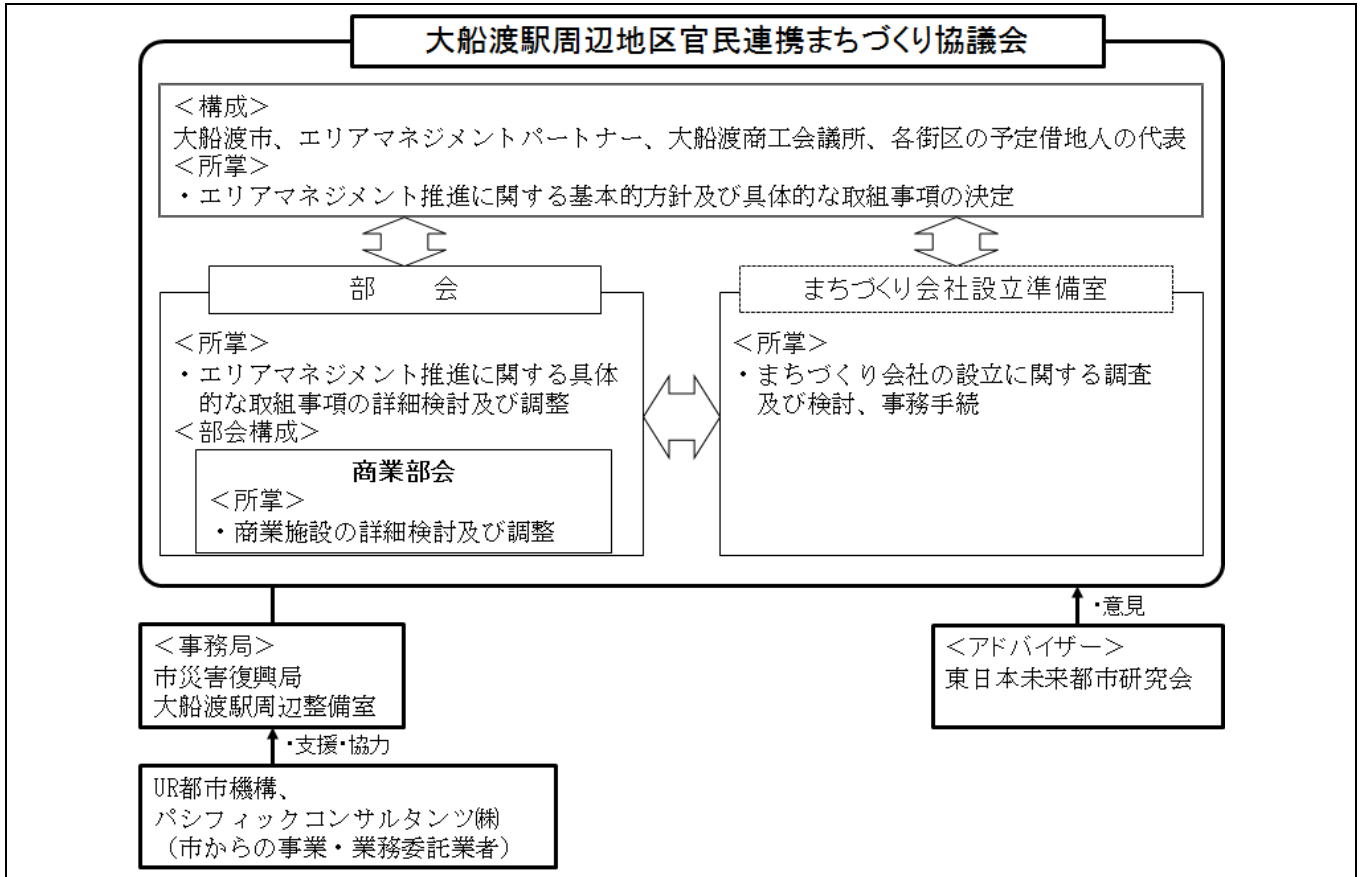
4. その他

- ・ 今後のまちづくりに関する検討にあたっては、エリアマネジメントを着実に推進するため、以下についても併せて進めていきます。

事務局とタウンマネージャーとの連携	・ 当協議会の運営を円滑かつ効率的に進めるため
協議会に参画する構成員の拡大	・ 「大船渡地区津波復興拠点整備事業基本計画（案）」に基づき、大船渡周辺地区において活動する市民や企業等の参画が必要であるため

大船渡駅周辺地区のエリアマネジメント推進体制（案）

【従前】



【今後】

